

中央大学（大学院法務研究科）及び立命館大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学（大学院法務研究科）（以下「甲」という。）と立命館大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（乙の変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおりに改める。

1. 別紙1「1. 乙の法曹進路プログラムの教育課程編成の方針」の法曹進路プログラム履修者の同プログラム修了要件を「① 法曹進路プログラム科目のうち、法曹進路プログラム必修科目につき、54単位を修得していること。② 法曹進路プログラム科目のうち、法曹進路プログラム選択必修科目につき、2単位以上を修得していること。③ 単位を修得した法曹進路プログラム科目の累積 GPA が 3.0 以上であること。」から「① 法曹進路プログラム必修科目 60 単位を修得していること。② 前号の修得科目の累積の GPA が 3.0 以上であること。」に変更する。また、法曹進路プログラムへの登録申請時期を「1 年次秋学期から 4 年次春学期までの各学期に行うことができる」から「司法特修所属決定時に行うことができる」に変更する。
2. 別紙1「2. 5 年一貫型教育（法曹進路プログラム教育課程編成の方針についての補足説明）」の（2）対象学生の選抜等 ①司法特修選択で「司法特修選択が認められた学生は、法曹進路プログラムのすべての必修科目及び選択科目を履修することが可能となる。」から「司法特修選択が認められた学生は、法曹進路プログラムのすべての必修科目を履修することが可能となる。」に変更する。また、（3）5 年一貫型教育の修了要件の②「法曹進路プログラム修了要件（別表 1－1 記載の通り、必修科目 54 単位及び選択必修科目 2 単位以上を修得し、かつ、修得したこれらの科目の GPA が 3.0 以上であること）を満たすこと」を「法曹進路プログラム修了要件（別表 1－1 記載の通り、必修科目 60 単位を修得し、かつ、修得したこれらの科目の GPA が 3.0 以上であること）を満たすこと」に変更する。
3. 別紙1「3. 乙の法曹進路プログラムの教育課程」の別表 1－1 のとおり、選択必修科目 3 科目を必修科目に変更する。またその補足説明も表に合わせて修正する。
4. 別紙1「3. 乙の法曹進路プログラムの教育課程」の別表 1－2 の補足説明※4「法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅲ（統治 2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」「特修商法」「特修行政法」の 14 科目の単位数、計 36 単位、および、「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」の 3 科目の中から 2 単位以上を修得しなければならない。」を「法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅲ（統治 2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」「特修商法」「特修行政法」「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」の 17 科目の単位数、計 42 単位を修得しなければならない。」に変更する。

(効力の発生)

第2条 本協定は、法第7条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年6月9日

甲

乙

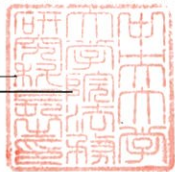
学長（代理人）

中央大学大学院法務研究科長

学長（代理人）

立命館大学法学部長

宮下 修



宮脇 正晴



中央大学（大学院法務研究科）及び立命館大学（法学部）の法曹養成連携協定

中央大学（以下「甲」という。）と立命館大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務研究科法務専攻（以下「本法科大学院」という。）

二 連携法曹基礎課程 立命館大学法学部学部則第5条第5項に規定する立命館大学法学部の法曹進路プログラム（以下「本法曹進路プログラム」という。）

（法曹進路プログラムの履修科目）

第3条 乙は、本法曹進路プログラムの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹進路プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本法曹進路プログラムの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹進路プログラムの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹進路プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹進路プログラムの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

一 本法曹進路プログラムの学生に対して学修指導を行う教員を配置すること

二 乙は、前二号に関して、学生の満足度を把握するため、少なくとも年に2回は前二号の教員以外の教員との面談の機会を設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹進路プログラムにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹進路プログラムの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 甲及び乙が協議のうえ定めるところにより、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、本法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

令和8年6月9日

甲 中央大学

学長 河合 久

上記代理人大学院法務研究科長

宮下 修一

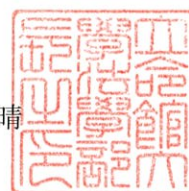


乙 立命館大学

学長

上記代理人法学部長

宮脇 正晴



<別紙1>

1. 乙の法曹進路プログラムの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院での教育との円滑な接続を図り、乙の学生が体系的かつ段階的に七法分野を中心とした法律科目を学ぶことができるようにするため、法曹コースの教育課程を次のように編成する。なお、乙の法曹コースを「法曹進路プログラム」という。

＊

＊

＊

乙の教育課程は、1年次において、すべての学生が同一のカリキュラムの下で学修を進め、2年次以降において、法政展開、司法特修、公務行政特修のいずれかのコースに所属して学修を進めるという構造をとっている。そこで、法曹進路プログラムを、法曹をはじめとする法律専門職を志望する学生のために設置されたコースである司法特修の中に設置する。そして、法曹進路プログラムを履修することができる者を、乙の学生のうち、司法特修に所属する学生に限定する。

法曹進路プログラムは、法曹進路プログラム科目と呼ばれる科目群を履修することを内容とするものとし、同科目群は、1年次春学期から2年次春学期にかけて開講される学部基礎科目に属する科目と、2年次春学期以降に開講される司法特修独自科目に属する科目とによって構成されるものとする。

このうち、学部基礎科目である法曹進路プログラム科目に関しては、乙のすべての学生が履修することのできる科目として、「憲法Ⅰ（総論・統治1）」「憲法Ⅱ（人権）」「民法Ⅰα」「民法Ⅰβ」「民法Ⅱ（債権各論）」の5科目を開講し、司法特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、「刑法総論（法曹）」を開講する。一方、司法特修独自科目である法曹進路プログラム科目に関しては、乙のすべての学生が履修することのできる科目として、「憲法Ⅲ（統治2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」の8科目を開講し、司法特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」の4科目を開講する。以上の各科目は、連携法科大学院での教育を受けるのに必要な基礎的知識を獲得するとともに、これを基礎として個々の事例につき思考する能力を涵養することを目的として開講するものとする。

また、司法特修独自科目である法曹進路プログラム科目に関しては、以上で挙げたもののほか、司法特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」「特修商法」「特修行政法」の5科目を開講する。これらの科目は、主として文章作成能力を涵養することを目的として開講するものとし、双方向性を確保するため、小集団科目とする。

このほか、法曹進路プログラム科目を構成するものではないが、司法

特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、弁護士の指導の下、模擬裁判を行うことを内容とする「訴訟法務入門演習」と、法律事務所などで実習を行うことを内容とする「法務実習」を開講する。これらの科目は、司法特修に所属する学生のキャリア形成を支援することを目的として開講するものとする。

乙の学生のうち、司法特修に所属する学生は、卒業するためには、学部基礎科目につき 14 単位以上を修得し、司法特修独自科目につき 30 単位以上を修得しなければならない。また、司法特修に所属する学生のうち法曹進路プログラムの履修者が同プログラムを修了するためには、卒業することに加え、次に掲げる要件のすべてに該当することが求められる。

- ① 法曹進路プログラム必修科目 60 単位を修得していること。
- ② 前号の修得科目の累積の GPA が 3.0 以上であること。

なお、法曹進路プログラムへの登録の申請は、司法特修所属決定時に行うことができるものとし、同プログラムへの登録は、辞退することができるものとする。

2. 5年一貫型教育（法曹進路プログラム教育課程編成の方針についての補足説明）

（1）5年一貫型教育の概要

法曹進路プログラムは、乙の司法特修を選択する学生（司法特修選択学生）が履修できる教育プログラムであり、乙における5年一貫型教育は、司法特修選択学生のうち法曹進路プログラムを履修している学生が、早期卒業制度を活用し、早期卒業の候補者として年間登録上限単位数（合計）48単位の中で法曹進路プログラム科目を履修するものである。

（2）対象学生の選抜等

乙における対象学生の選抜は以下のとおりとする。

① 司法特修選択

司法特修選択を希望する学生は1回生秋学期に申請することができる。希望者が105名を超えた場合は、GPAによる選抜を行う。司法特修選択が認められた学生は、法曹進路プログラムのすべての必修科目を履修することが可能となる。

② 5年一貫型教育（法曹進路プログラム）

司法特修選択学生のうち、5年一貫教育を受けることを希望する者は、1回生秋学期、2回生春学期もしくは2回生秋学期に早期卒業の申請を行う。

早期卒業の申請を行った者の中から、法学部教授会の議を経て、早期卒業候補者を決定し、これらの者が5年一貫型教育を受ける。司法特修選択学生のうち5年一貫型教育を受ける者は早期卒業の要件として（3）②記載のように法曹進路プログラムの修了要件を充足しなければならない（早期卒業制度の詳細は別紙第3に記載する）。

（3）5年一貫型教育の修了要件

5年一貫型教育の修了要件は以下の全てを満たした場合とする。

① 立命館大学法学部司法特修の卒業要件（別表1－2）を満たすこと

② 法曹進路プログラム修了要件（別表1－1記載の通り、必修科目60単位を修得し、かつ、修得したこれらの科目のGPAが3.0以上であること）を満たすこと

③ 立命館大学法学部早期卒業要件（別紙第3）を満たすこと

3. 乙の法曹進路プログラムの教育課程

＜別表 1－1＞

年 次	期 学	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1 年	前期	憲法Ⅰ（総論・統治Ⅰ）	2				
		民法Ⅰ α	2				
	後期	憲法Ⅱ（人権）	4				
		民法Ⅰ β	2				
2 年	前期	憲法Ⅲ（統治Ⅱ）	2			英米法Ⅰ	2
		民法Ⅱ（債権各論）	4			司法過程論	2
		刑法総論（法曹）	4				
		特修憲法	2				
		特修民法	2				
	後期	民法Ⅲ（物権法）	2			英米法Ⅱ	2
		民法Ⅳ（債権総論）	2			日本法史	4
		刑法Ⅱ（各論）	4			西洋法史	4
		会社法Ⅰ（総論・企業統治）	2				
		行政法Ⅰ	4			※1	
特修刑法	2						
3 年	前期	民法Ⅴ（担保法）	2			法社会学	2
		家族法（法曹）	2				
		会社法Ⅱ（設立・企業金融）	2				
		特修商法	2				
		民事訴訟法（法曹）	4				
		刑事訴訟法（法曹）	4				
	後期	企業取引法（法曹）	2			アジア法	2
		特修行政法	2			法哲学	4
合計			60				※2

※1 選択科目のうち、連携法科大学院の法学既修者コースにおいて個別免除の対象となっている科目のみを記載する。

※2 選択科目に関しては、64 単位以上（卒業に必要な単位数 124 単位以上－法曹進路プログラムの修了に必要な法曹進路プログラム科目の単位数 60 単位以上）を修得することが必要である。なお、司法特修における卒業に必要な単位数の構造については、下記＜別表 1－2＞欄を参照。

＜別表 1－2＞ 司法特修における卒業に必要な単位数の構造

科目区分		卒業に必要な単位数		124 単位 以上
外国語科目	英語科目	6 単位以上		
	初修外国語科目	6 単位以上 ※ 1		
教養科目		18 単位以上		
専門科目 ※ 2	学部基礎科目	14 単位以上 ※ 3	78 単位 以上	
	司法特修独自科目	30 単位以上 ※ 4		
	司法特修推奨科目	—		
	その他の専門科目	—		

※ 1 ただし、留学生を対象として特別に実施する入学試験により入学した学生は、初修外国語科目に代えて、日本語科目の中から 6 単位以上を修得しなければならない。

※ 2 専門科目のうち、法曹進路プログラム科目は、学部基礎科目の一部と司法特修独自科目の一部とによって構成される。

※ 3 卒業するためには 14 単位以上を修得すれば足りるが、法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅰ（総論・統治 1）」「憲法Ⅱ（人権）」「民法Ⅰ α」「民法Ⅰ β」「民法Ⅱ（債権各論）」「刑法総論（法曹）」の 6 科目の単位数、計 18 単位を修得しなければならない。

※ 4 卒業するためには 30 単位以上を修得すれば足りるが、法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅲ（統治 2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」「特修商法」「特修行政法」「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」の 17 科目の単位数、計 42 単位を修得しなければならない。

<別紙2>

乙の法曹進路プログラムにおける成績評価の基準

成績通知書の表示	基準	評点	評価の割合 (対合格者)
A ⁺	所期の学習目標を完全に達成するか、または傑出した水準に達している	100-90	5%程度
A	問題はあるが、所期の学習目標を相応に達成している	89-80	25%程度
B	誤りや不十分な点があるが、所期の学習目標を相応に達成している	79-70	40%程度
C	所期の学習目標の最低限は満たしている	69-60	30%程度
F	単位を与えるためにはさらに勉強が必要である	59-0 (試験欠席者を含む)	--

<GPAの算出方法>

$$5 \times \text{「A」修得単位数} + 4 \times \text{「A」修得単位数} + 3 \times \text{「B」修得単位数} + 2 \times \text{「C」修得単位数}$$

$$\text{A}^+、\text{A}、\text{B}、\text{C}、\text{F} \text{ 評価の合計単位数}$$

<別紙3>

乙の法曹進路プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

第5条第1項の早期卒業制度は、法学部学部則第12条に基づき、以下のとおりとする

1. 申請資格・手続き

早期卒業を希望する者は、法学部で定める手続きに従い、以下のいずれかの時期に申請しなければならない。申請時期に応じて当該各号に定める要件を全て満たさなければならない。

(1) 1 回生秋学期申請

- 1 卒業に必要な授業科目の累積グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が3.6以上であること。
- 2 学部基礎科目につき10単位以上を修得し、修得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- 3 卒業に必要な授業科目を32単位以上修得していること。
- 4 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

(2) 2 回生春学期申請

- 1 卒業に必要な授業科目の累積GPAが3.6以上であること。
- 2 学部基礎科目につき10単位以上を修得し、取得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- 3 卒業に必要な授業科目を56単位以上修得していること。
- 4 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

(3) 2 回生秋学期申請

- 1 卒業に必要な授業科目の累積GPAが3.6以上であること。
- 2 学部基礎科目につき12単位以上を修得し、取得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- 3 卒業に必要な授業科目を78単位以上修得していること。
- 4 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

2. 早期卒業候補者の決定及び措置

上記申請を行った者の中から、申請された学期末において選考の上、法学部教授会の議を経て、早期卒業候補者を決定する。

早期卒業候補者は以下の措置を受けることができる。

- 1 2年次および3年次における各学期の受講登録単位数を以下の通り緩和する（法学部則第12条第6項）

登録上限	2年次		3年次		根拠規程
	前期	後期	前期	後期	
早期卒業候補者	23単位	25単位	24単位	24単位	法学部則第12条第6項
通常学生	21単位	21単位	20単位	20単位	法学部則第10条

- 2 2年次に「専門演習Ⅰ」・「専門演習Ⅱ」を含む3年次配当科目、3年次に「卒業研究」を含む4年次配当科目の受講を認める
- 3 早期卒業候補者の指導教員による指導・助言を受けることができる

3. 早期卒業の認定要件

以下の要件を全て満たしている場合、早期卒業を認める。

- 1 3年次終了時に司法特修の卒業要件（別表1-2）を満たしていること
- 2 法曹進路プログラムの修了要件（別表1-1）を満たし、卒業に必要な授業科目の累積GPAが3.5以上であり、かつ、法科大学院の既修者コースの入学試験に合格していること
- 3 面接および提出された専門演習論文（または卒業論文）により早期卒業にふさわしい学修成果が確認できること

4. 早期卒業候補者資格の喪失

早期卒業候補者は次の各号に定める時期までに当該各号に定める要件を満たしていない場合は早期卒業候補者の資格を失う。

(1) 2回生春学期終了時

- 1 卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.6 以上であること。
- 2 卒業に必要な授業科目を 56 単位以上修得していること。
- 3 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- 4 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

(2) 2回生秋学期終了時

- 1 卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.6 以上であること。
- 2 卒業に必要な授業科目を 78 単位以上修得していること。
- 3 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- 4 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

(3) 3回生春学期終了時

- 1 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- 2 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

5. 早期卒業候補者の辞退

早期卒業候補者は各学期末において、乙が定めた手続きに沿って辞退を申し出ることができる。

<別紙4>本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

第7条第2項の入学者選抜の実施に関する事項は、次のとおりとする。

なお、以下において「法曹基礎課程」とは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条に基づき、いずれかの法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結した大学に設置された連携法曹基礎課程をいう。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について】

中央大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）では、「**「実地應用ノ素ヲ養フ**」

という本学の教育理念に基づき、高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

入学者選抜に当たっては、志願者が、一般的な教養を備えていることに加え、大学における法曹コースでの教育を通じて専門的な学識を十分に修得してきたか否かを重視しつつ、法曹としての資質・能力を総合的に評価します。

1 5年一貫型選抜

(1) 対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍する学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者
- 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

40名（地方大学出身者専願枠5名を含む〔注2〕）

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする）。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して可否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
- ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）
- ③甲法学既修者コース5年一貫型選抜において実施する面接試験の成績

(6) 開放型選抜及び一般選抜への出願

開放型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

(7) 入学資格

翌年の4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者
- 2) 協定関係にある大学を卒業した者
- 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得した者

2 開放型選抜

(1) 対象者

法曹基礎課程に在籍する学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者
- 3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

20名

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する(詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする)。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して可否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
- ②上記①以外の提出書類(志願者調書、任意提出資料[注3])
- ③甲法学既修者コース開放型選抜において実施する法律科目試験の成績

(6) 5年一貫型選抜及び一般選抜への出願

5年一貫型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

(7) 入学資格

翌年4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 法曹基礎課程を修了している者
- 2) 大学を卒業した者
- 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。
ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。

3 一般選抜

(1) 入学者選抜の方法等

入学者選抜の方法等については各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする。

注1: 甲が指定する法律基本科目及びその範囲は下表の通りである。

科目	範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
刑法	刑法全般
民事訴訟法	民事訴訟法全般
刑事訴訟法	刑事訴訟法全般
商法	会社法
行政法	行政法総論および行政救済法

※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。

注2: 法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、さまざまな理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、複数の地方大学との間で連携協定を締結し、連携先の法曹基礎課程から学生を受け入れることを想定して5年一貫型選抜に地方大学出身者専願枠を設定する。

注 3：任意提出資料は以下の通りである。

- ①外国語能力試験の証明書類
- ②国家資格の取得を証明する資料
- ③上記②以外の公的な資格の取得を証明する資料
- ④推薦状
- ⑤上記以外の志願者調書記載事項に関連する資料